

事業系ごみの減量対策

1 事業系ごみとは

(1) 事業者の責務

○事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において処理しなければならない。

「自らの責任において適正に処理する」とは、法に定める処理基準にしたがって自己処理、又は委託基準にしたがって委託処理することを指す。

委託処理する場合には、守らなければならない基準がある。
排出事業者は、適切な許可を持つ者に、許可があることを確認して契約し、処理が適正になされたことを確認しなければならない。

○事業者は、廃棄物の減量、その他適正処理に関し、国や都及び区の施策に協力しなければならない。

○3Rの実行、ごみ減量

(2) 廃棄物の処理方法

○3Rへの取組みによっても、なお不用となったものは、廃棄物として適正に処理しなければならない。

委託処理の場合の流れ

- ①分別する（一般廃棄物・産業廃棄物）
- ②適正な許可業者を探す
- ③処理業者の許可の有無を確認
- ④契約・委託
- ⑤委託後の廃棄物の適正処理を確認

(3) 区収集を利用できる事業者（例外）

○従業員数が20人以下または1日の平均ごみ排出量が50kg未満の事業所については、区の家庭ごみの収集に支障がない範囲で、例外的に区が収集している。この場合においては、有料ごみ処理券を貼付することとなっている。

2 現在の事業系ごみ対策

(1) 指導業務等

ふれあい指導

平成10年4月から、事業系ごみ等について、ふれあい指導として指導班を設置し、きめ細かな排出指導を行っている。

① 事業系ごみについて

有料シールを貼付していない事業系ごみに対しては、集積所付近を調査して排出事業者を明らかにし、有料シールを貼付するよう指導している。

(2) 排出指導

① 事業用大規模建築物の立入指導

区内の事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量を推進するため、事業用途に供する床面積が 3,000 m²以上の事業用建築物の所有者に対し、条例により、廃棄物管理責任者の選任とその届出、再利用に関する計画書の提出を義務づけている。

また、平成10年度からは、要綱に基づき、対象建築物を床面積 1,000 m²以上に拡大した。

清掃事務所では、提出された再利用計画書に基づき、適宜、立入調査を行い、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導・助言を行っている。

さらに、ごみ減量に対する認識と理解を深めるため、廃棄物管理責任者講習会を実施している。

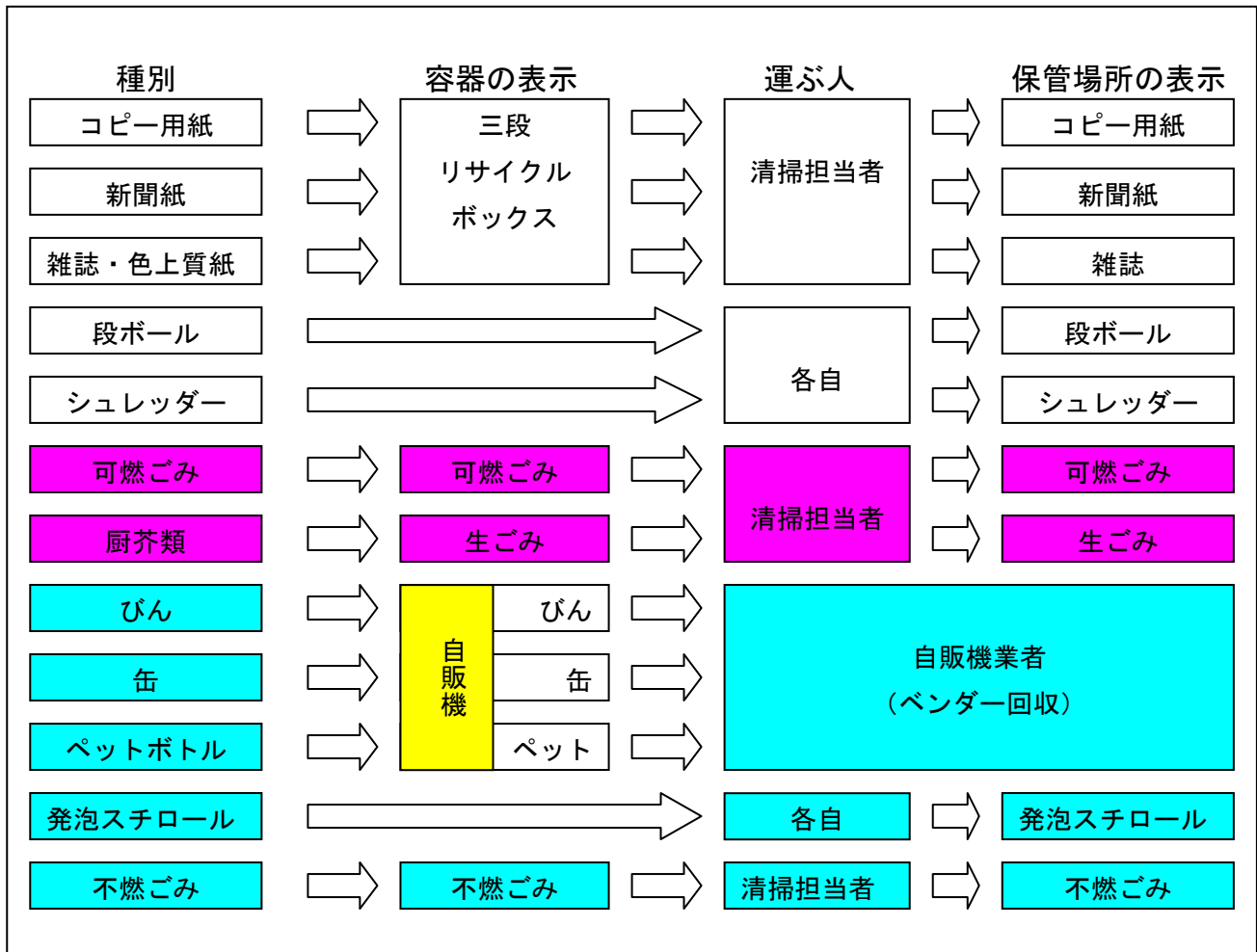
区 分	対象建築物
3,000 m ² 以上（条例）	84（24）
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満（規則）	0
計	84（24）

※（ ）は 10,000 m²以上・内書き 平成22年3月現在

② 立入指導実績

区 分	件 数			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
3,000 m ² 以上	45	53	43	51
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	9	1	0	8
計	48	54	43	59

再利用計画書に関するリサイクルフロー図（例）



3 荒川区ごみ排出原単位等実態調査報告書（22年度） 関連箇所抜粋

	報告書から導かれる課題	報告書該当頁
1	ごみ減量・リサイクルを推進するうえで必要な情報としては、区の情報や収集に関する情報が32.1%と高い割合を示した。	P 5 0 【実態調査・モニターアンケート：図表2－59】
2	不燃ごみへの可燃ごみ混入割合は、全体で39.5%と高い割合である。	P 4 3 【実態調査：図表2－46】
3	ごみ処理券を貼らずに、区の収集を利用しているとの回答が33.9%あった。	P 4 8 【実態調査・モニターアンケート：図表2－54】
4	ごみ処理方法を従業員別にみると、1人～4人の事業所が可燃・不燃ともに、ごみ処理券を貼らずに区の収集を利用している割合が高かった。	P 1 2 0. 1 2 1 【クロス集計：図表4－33、34】

4 課題と対策の方向性

1 事業系ごみの排出状況の詳細調査・分析

事業系のごみについては、区内での排出量が十分に把握されていない。

→ まず把握の方法を確立したうえで、事業系ごみの排出状況を分析し、「ごみ減量への普及啓発」と「適正排出の指導」両面からの取り組みが必要である。

2 小規模事業者への排出の適正化に向けた指導の充実

区では「従業員数が20人以下または1日の平均ごみ排出量が50kg未満の事業者については、例外的に有料シールを貼って区収集に排出することができる」としている。しかし、区内には住居と事業所とが併設されている小規模事業所が多く、有料シールを貼付しないで排出されている状況も見受けられる。

→ 小規模事業所が多いという区の特性を十分に考慮したうえで、指導の強化と現行制度の検討を行う必要がある。

3 大規模・中規模事業者への排出の適正化に向けた指導の充実

延べ床面積3,000㎡以上の大規模な事業所については、ごみの再利用計画書の提出を義務づけ、区が立入指導を行い、ごみの減量・リサイクルの推進を指導・助言している。

→ 事業者にごみ減量等に対する意識付けをよりきめ細かに指導できるような仕組みづくりが必要である。